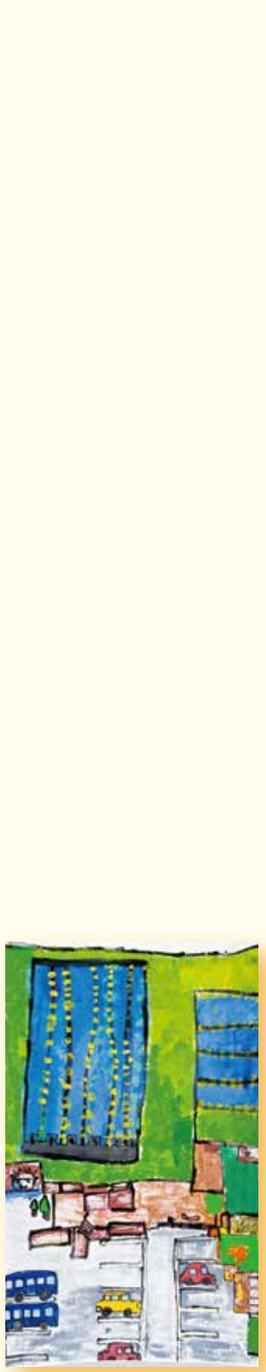

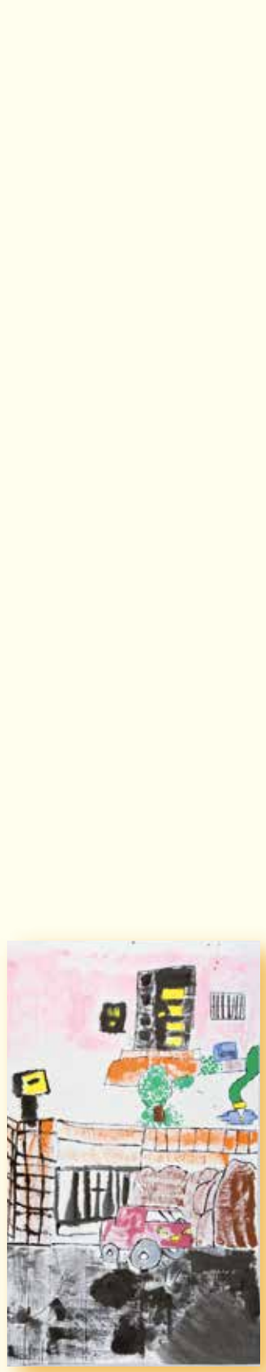

第3章

いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第1節 すこやかで安心して暮らせるまち

(1) 保健事業の充実

現状と課題

我が国の平均寿命は、医療技術の進歩、保健医療体制の整備、生活水準の向上などにより、世界の中で最高水準にあります。

しかし、一方では、食文化の欧米化、運動不足、喫煙、飲酒などを要因とした生活習慣病や精神的ストレスを要因とする精神疾患が増加しています。

また、近年、注目を集めているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の対象者も、年々増加傾向にあります。

さらに、高齢化が進行する中、認知症や寝たきりなど介護が必要な人が増加するなど、多くの人が病気や介護などへの不安を抱えています。

このような中、高齢になっても健康で元気に暮らせることは、市民と社会にとって大きなメリットがあります。生活習慣病や寝たきりをはじめとする生活の質を低下させる要因に対する効果的かつ効率的な取り組みにより、健康寿命の延伸を図ることが、大変重要な課題となっています。そのため、今後は、これまでの健康づくりの取り組みに加え、市民の生活環境全般にわたる健康づくりの取り組みが必要になっています。

予防接種　接種者数の推移

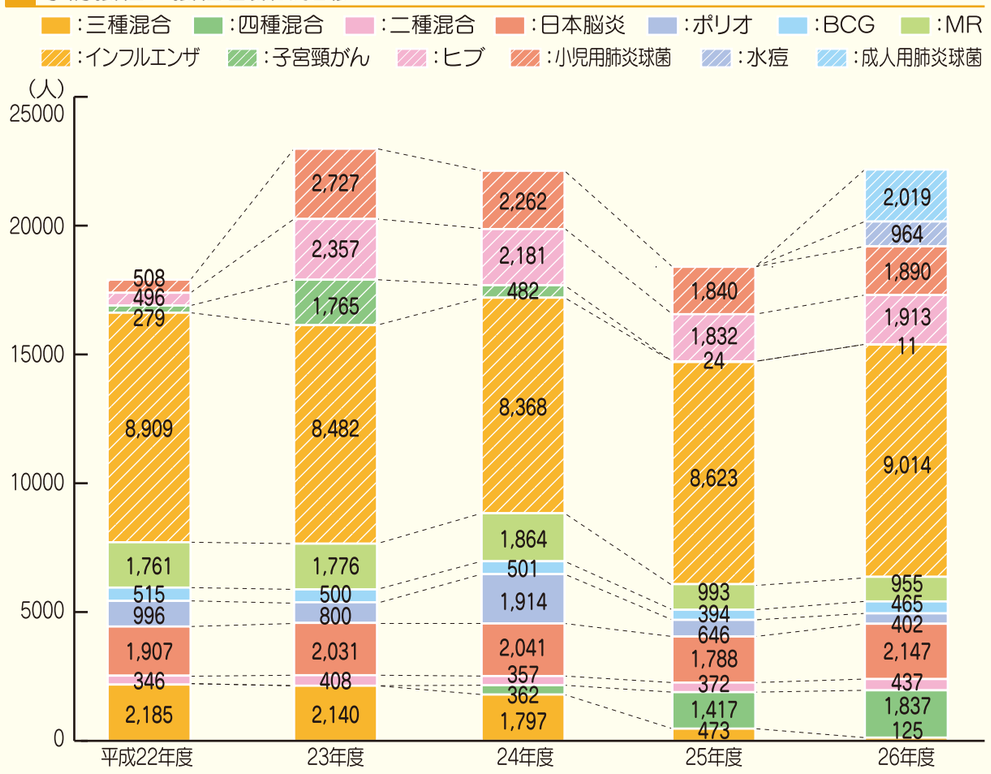

※ポリオは平成24年度から、不活化ポリオに変更
※四種混合は平成24年11月から実施
※水痘は平成26年10月から実施
※成人用肺炎球菌は平成26年度から実施

資料：直方市

ア 健康づくりの推進

健康に関する正しい知識の普及啓発と、健康相談、健康教育の充実を図り、「自分の健康は自分でつくる」という自主的健康づくりの意識の啓発に努めます。そのため、市民それぞれのライフスタイルに応じた健康づくり事業の展開により、健康づくりに関心が高い市民だけでなく、関心の低い市民に対しても、生活習慣病や介護の発症予防に重点を置いた健康づくりの働きかけを推進します。

また、市民一人ひとりが身近な地域の中で介護予防に取り組めるよう、地域のボランティアなどと連携し、自主的な介護予防活動を推進します。

さらに、地域で活動する健康づくり組織を支援します。

イ 疾病の早期発見・重症化予防の推進

健康は、いきいきと笑顔で暮らすための重要な要素です。しかしながら、病気は、いつどんな形で発病するかわかりません。そのため、市民自らが、心身の状況を把握するために、がん検診・特定健診の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、重症化予防に努めます。

また、健診により問題があると判明した方を対象にした重点的な指導を実施するなど、よりリスクの高い層に対して指導及び継続的な受診勧奨を推進します。

ウ 感染症予防の推進

感染症等の疾病を予防するため、直方鞍手医師会などの関係機関と連携し、予防接種に関する正しい知識の普及啓発により、予防接種の接種率の向上に努めます。

がん検診　受診者数の推移

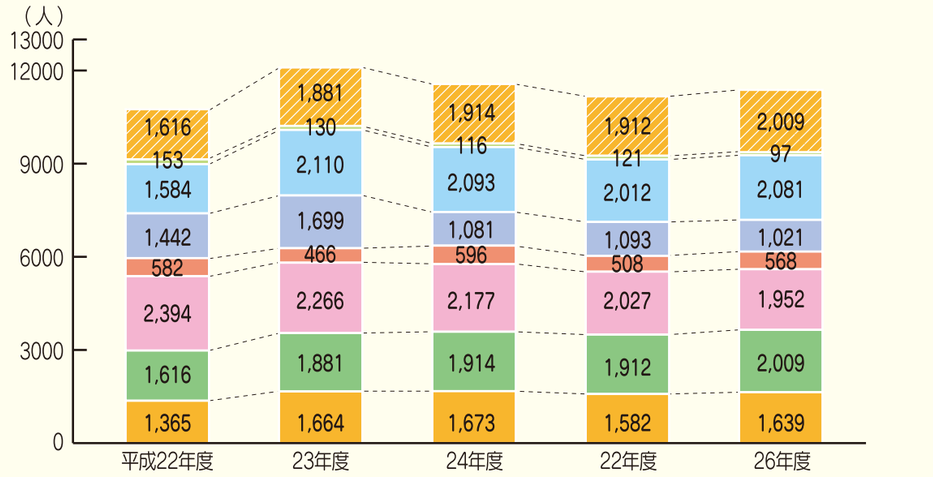

資料：直方市

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第1節 すこやかで安心して暮らせるまち

(2) 地域医療体制の維持と確保

現状と課題

高齢社会が進行し、在宅療養への移行が進む中、保健・医療・福祉(介護)の連携は、ますます重要になっています。病気の治療が、一つの医療機関だけで完結する「病院完結型医療」から、地域の医療機関が機能を分担・補完する「地域完結型医療」への転換が求められています。今後は、広域的な視点に立ち、専門性の高い病院と「かかりつけ医」との連携を進めていく必要があります。

救急医療として、初期救急体制は、在宅当番医、休日等急患センター、二次救急体制は、直鞍地区の6つの病院による輪番制により、24時間体制で内科・外科系の疾病に対応しています。今後も、各医療機関及び近隣医療機関との連携を強化する必要があります。

また、本市の小児科医は、飯塚病院救命救急センターの夜間小児診療に参加し、筑豊地域の小児救急医療の充実を図っています。市内には100を超える医療機関（歯科診療所含）がありますが、産婦人科※は、2診療所で、そのうち分娩を取り扱っているのは1診療所です。産婦人科が不足しており、周産期医療や小児医療の充実が望まれています。

休日等急患センター利用者数の推移

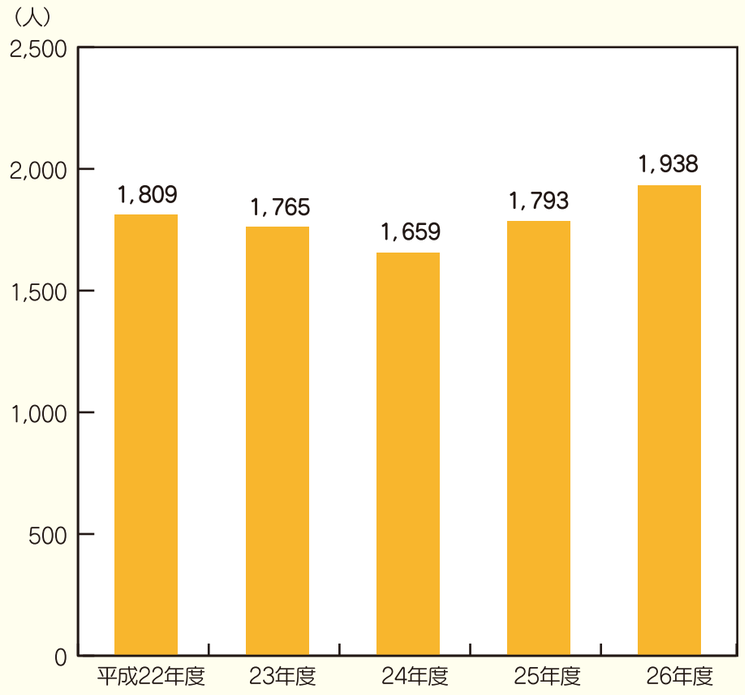

資料：直方鞍手広域市町村圏事務組合

ア 地域医療体制の維持・確保

住みなれたこの地域で安心して健康に暮らすためには、「かかりつけ医」を持つことが大切になります。関係機関と協力しながら、「かかりつけ医」の大切さについての啓発や定着を図ります。

また、直方鞍手医師会などとの連携強化や、近隣自治体間の連携による広域における医療体制の確立を図り、産婦人科や周産期医療の充実など、安心して受診できる医療体制の維持・確保に努めます。

イ 救急医療体制の維持・確保

直方鞍手医師会、嘉穂鞍手保健所救急医療部会、直方鞍手休日等急患センターとの連携を強化し、救急医療体制の維持・確保に努めるとともに、緊急時の対処方法などの普及啓発に努めます。

また、疾病が重篤化する前の平素における「かかりつけ医」利用による早期受診の勧奨や定着を推進するとともに、夜間や休日等の緊急時における症状に応じた具体的な対処方法などの普及啓発に努めます。

用語解説

※周産期医療 ▶ 妊娠22週から生後満7日未満までの、母体、胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する恐れのある周産期における医療。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第2節 ささえあう地域福祉社会

(1) 障がい者福祉の充実

現状と課題

障がい者福祉は、個人の尊厳や選択の自由など自立の尊重に基づいた施策へと向かっています。障がい者が自立し安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がい者の地域での生活と就労を推進するための環境整備が進められています。

しかしながら、障がいに対する周囲の無理解と偏見が存在していることから、広報活動や交流活動等を通じた障がいに関する知識の普及と※ノーマライゼーションの啓発が求められています。

また、働く意欲のある障がい者が、働くために必要な技術や能力を身に付け、生きがいを持って働くことができることが必要です。

さらに、乳幼児期における障がいを早期発見し、その後の成長を支援するために、様々な機関と連携し、育児相談、療育支援、就学指導などの支援が、必要になっています。

一方で、障がい者が安心して生活できるよう、公共施設などのユニバーサルデザイン化、そして、就労の場以外にも様々な社会参加の場の充実が求められています。

今後は、障がい者が抱える様々なニーズに対応していくために、関係機関が連携し、障がい者福祉の強化を図っていくことが課題となっています。

身体障害者手帳・療育手帳等交付状況の推移

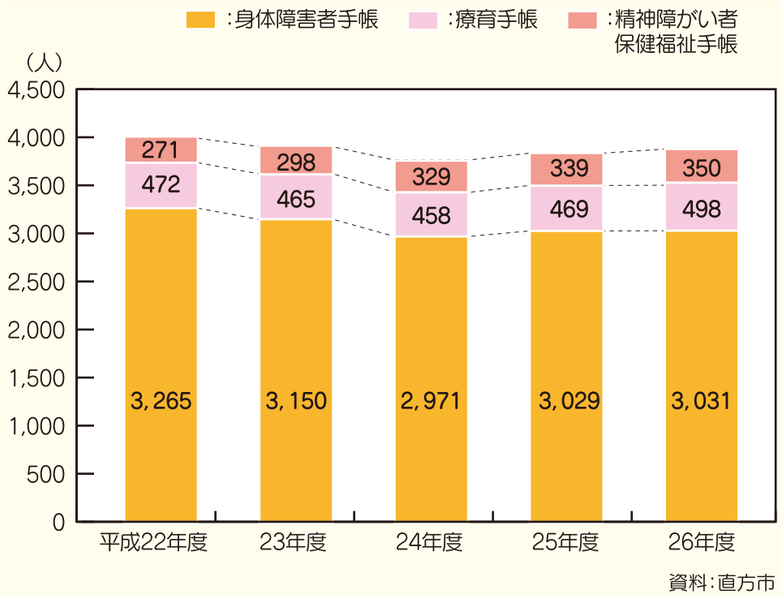

資料:直方市

ア 相互理解の促進

障がい者理解を促進するため、啓発活動を推進し、人権尊重の意識向上を図ります。

また、福祉教育の充実によるノーマライゼーション理念の定着に努めます。

イ 雇用・就業の促進

障がい者が、地域で自分らしく働ける環境づくりのために、関係機関と連携し、就労の場の確保に努めます。

また、※地域活動支援センターなどの福祉就労の場づくりや、「就労移行支援事業」等を通じた一般就労への移行のための支援を通じて、地域全体で安定した雇用の場の確保に努めます。

ウ 保健・医療の充実

各種健診の充実により、乳幼児の障がいの早期発見や成人の生活習慣病予防に取り組むなど、保健・医療・福祉の連携を強化します。

また、障がい者自立支援医療や重度障がい者医療制度により、医療費負担の軽減を図ります。さらに、心の健康づくりなど、精神保健福祉の充実に努めます。

エ 教育の充実

障がいのある子どもの可能性を伸ばすには子どもの成長段階に応じた支援をスムーズに実施する必要があります。そのため、保健師や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の必要な専門職を確保するとともに、職種間の連携を進めます。

併せて、行政、学校、事業者との間で、障がい者についての情報共有を進めます。

また、学校教育では、一人ひとりの個性に応じた特別支援教育を推進します。

オ 人づくりの推進

障がい者の地域生活を支える様々な分野の専門職の確保と資質向上を促進します。

また、福祉ボランティアの育成と活動支援に努めます。

カ 利用者の視点に立った適切な支援サービスの充実

※訪問系・※日中活動系・※居住系などの福祉サービスの基盤整備を進めます。

また、本市独自のサービスの確保に努めます。

さらに、適切なサービスの利用ができるよう、障がい者相談支援事業の強化を図ります。

キ 社会参加の促進

障がいのある人が、地域活動やスポーツ・文化活動などの社会参加を推進するため、関係団体等と連携し、各種活動の充実を図ります。

また、障がい者団体などが実施する活動の支援に努めます。

さらに、障がい者をはじめとする誰もが、安全・安心に生活できるまちを目指し、関係機関と連携し、公共施設のユニバーサルデザイン化などの推進に努めます。

用語解説

※ノーマライゼーション▶ 偏見や差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会が通常（ノーマル）な社会であるという考え方。
※地域活動支援センター▶ 障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児への創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うセンター。
※訪問系▶ 自宅等を訪問し、日常生活上の介助等を行うサービス。従来のホームヘルプサービスにあたるサービス。
※日中活動系▶ 障がい者の希望に応じて、施設に通所しながら、自立訓練や就労訓練、児童デイサービス等の様々な日中活動を選択できるサービス。
※居住系▶ 自宅以外の生活の場として、入所施設やグループホーム・ケアホームなどで提供される、介護や日常生活上の援助などのサービス。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第2節 ささえあう地域福祉社会

(2) 高齢者福祉の充実

現状と課題

本市の高齢者人口は、年々増加傾向にあり、高齢者のみの世帯も増えていることなどから、家庭における介護力だけでは、対応が困難な状況になっています。

また、認知症高齢者の徘徊や閉じこもり、うつ等を起因とする孤立死など、様々な問題も増えており、介護する家族だけでなく、地域ぐるみで支援していくしくみづくりが求められています。

さらに、高齢者虐待や振り込め詐欺など、高齢者の権利に関する問題も深刻化しており、権利擁護の必要性が高まっています。

一方で、健康な高齢者が、要介護状態にならないようにそれぞれの生活習慣に合った生きがいづくり、健康づくりを支援していく必要があります。

平成12年に導入された「介護保険制度」は、制度導入から15年が経ち、本市では、要介護認定者（要支援者を含む）が高齢者人口に比例して増加し、介護給付費も当初に比べ1．64倍と膨らんでいます。

国における基本指針に基づき、住みなれた地域で暮らせるためのサービス体制の充実と、それに対する財源の確保が大きな課題となっています。こうした状況の中、本市としても、高齢者の様々なニーズに沿った必要なサービスを適切に提供し、介護保険事業の円滑な事業運営に努める必要があります。

高齢者人口、要支援･要介護認定者の推移

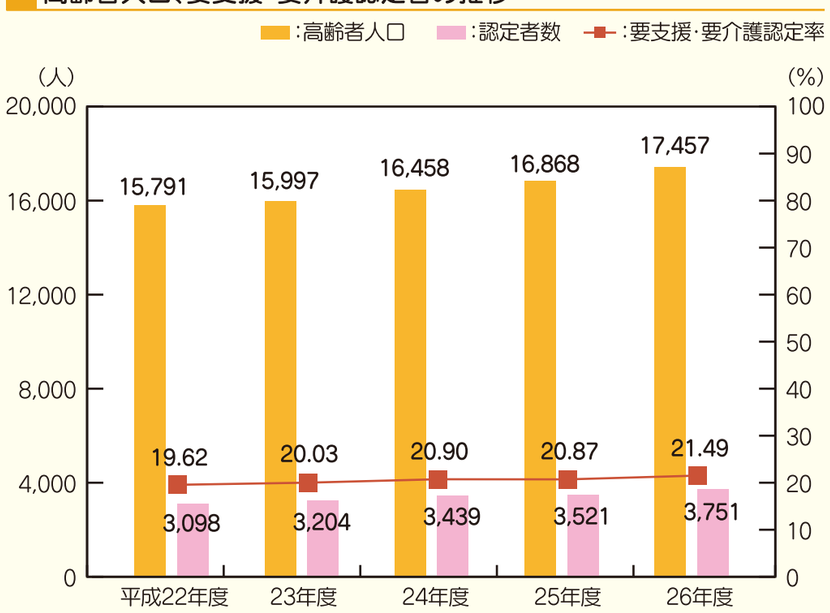

※2号被保険者を除く
資料：直方市

ア 介護と連携した福祉サービスの充実

市民が必要としている生活支援や介護サービスの充実を図ります。

また、自立した高齢者が、いつまでも元気で健康的な生活ができるように福祉サービスとの連携も図ります。

イ 地域に密着した介護サービス基盤の充実

高齢者の誰もが安心して、質の高いサービスを受けることができるように介護サービス基盤の充実を図ります。

また、サービス事業者への研修・指導を行うことで事業者の質的向上を推進します。

ウ 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が、社会における活躍の場を持ち、いきいきと暮らせるよう、ボランティアなどによる地域活動への参加や生涯学習活動、生涯スポーツ、レクリエーション活動などを支援します。

また、高齢者の就労は、社会参加のひとつです。長年培ってきた経験や知識を社会に還元することは、活力ある地域づくりにも欠かせません。そのため、シルバー人材センターなどの活用を図り、高齢者の就労を支援します。

エ 高齢者の地域生活を支える体制づくり

独居高齢者の見守りや孤立死対策として、緊急通報装置貸与事業や配食サービスなどの生活支援サービスの充実に努めます。

認知症高齢者の徘徊対策として、徘徊SOSネットワークの拡充を図るとともに、実効性を高めるため、徘徊模擬訓練を継続して実施します。

また、民生委員児童委員協議会、警察や司法等の専門機関と連携して、虐待の防止や詐欺などの消費者被害防止に努め、高齢者の権利擁護を推進します。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第2節 ささえあう地域福祉社会

(3) 社会福祉と公的医療保険制度の充実

現状と課題

長引く景気の落ち込みによる雇用情勢の悪化等が大きく影響し、失業などにより離職した人をはじめ、傷病などの理由により就労が困難な人が、増加傾向にあり、生活困窮者が増加しています。また、生活困窮者の自立を阻害する要因は、多種多様化しています。

このため、困窮状況の確認や類型化を行い、類型ごとの取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順を定め、関係機関との連携を含め、生活困窮者に必要な支援を、総合的に実施する必要があります。

また、情報化の進展などにより、市民生活が大きく変化し、生活するうえでのトラブル等が多種多様化するとともに、複雑化しています。

市町村が運営している国民健康保険（※）や、市町村で構成する広域連合が運営している後期高齢者医療保険については、職場の医療保険（健康保険組合や全国健康保険協会、共済など）に加入する人を除く全ての人が加入する公的医療保険制度です。本市では、平成27年3月末現在で、この二つの医療保険制度に、市民全体の約4割にあたる23，339人が加入しています。

少子高齢化、人口の減少などが進むとともに、医療費の増大や景気低迷を背景とする就労困難などから保険税の未納率の増加など、社会保障における問題が深刻化しています。このため、国民皆保険制度の根幹を支えている国民健康保険、後期高齢者医療保険などの公的医療保険制度を健全に維持していくことが、これまで以上に求められています。

（※）平成30年度以降は、安定的・効率的な運営を目指し、県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担います。

生活保護受給者数･保護率(‰)の推移

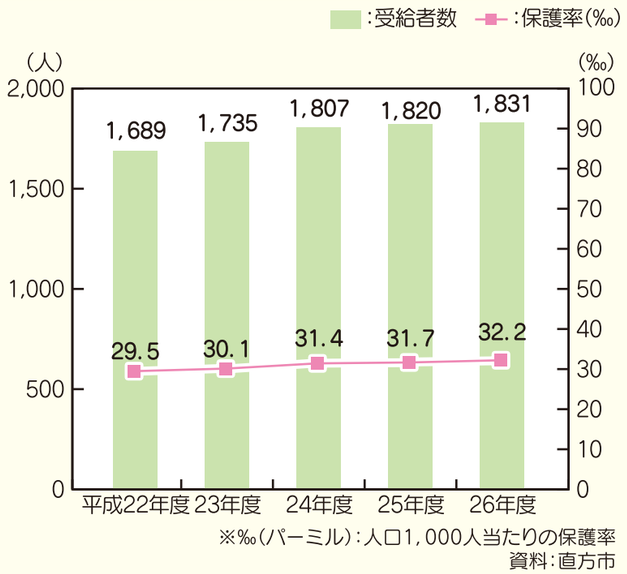

※‰(パーミル)：人口1，000人当たりの保護率
資料：直方市

ア 生活困窮者の自立に向けた適正な支援の推進

生活困窮者の自立を阻害する要因ごとの支援策を類型化し、それぞれの置かれている状況に、最も適した支援策を実施することで、経済的自立や社会生活、日常生活の自立の推進を図ります。

また、適正な審査や運用により、安定しかつ信頼される制度の運営に努めます。

イ 生活支援の充実

市民が生活するうえで、複雑化・多様化している悩みを解決するための支援として、関係機関と協力しながら消費者相談や労働相談、法律相談などを実施します。

また、生活支援に関する制度についての広報などの充実を図ります。

ウ 公的医療保険制度の安定的運営

公的医療保険制度である国民健康保険制度と後期高齢者医療制度を持続可能な医療保険制度として安定的に運営するために、レセプト点検や健康づくりのための健診受診の勧奨等により、医療費の適正化に向けた総合的な取り組みを進め、いつでも安心して医療を受けられるように努めます。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第3節 安心して子育てできるまち

(1) 地域における子育て環境の充実

現状と課題

核家族化などの進行により、子育て家庭の孤立化や子育て力の低下を招いており、不安を抱えながら孤立した状態で子育てに悩む保護者が増えています。この保護者を支援するためには、子育てに関する情報提供や相談支援体制の充実が求められています。

また、子育ての基本は、家庭にありますが、周囲からの支援を必要とする家庭が増えています。

さらに、近年、子どもが被害者となる重大な犯罪や交通事故などが増加していることから、子どもの安全確保について、地域の協力が不可欠な状況が生じています。子どものすこやかな成長には、家庭や学校だけでなく、地域の中で育つことができる環境づくりが必要です。

母子手帳交付状況の推移

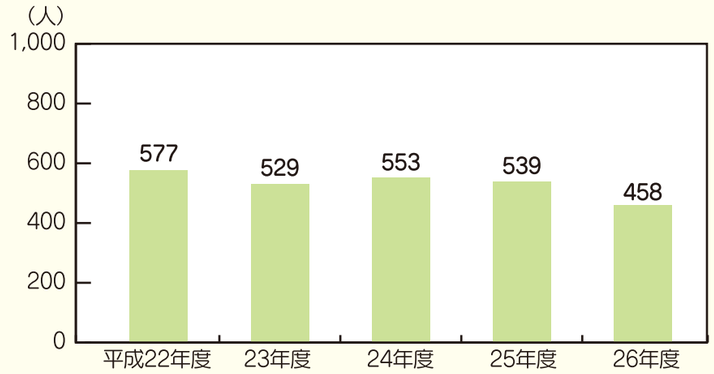

資料:直方市

出生数、※合計特殊出生率の推移

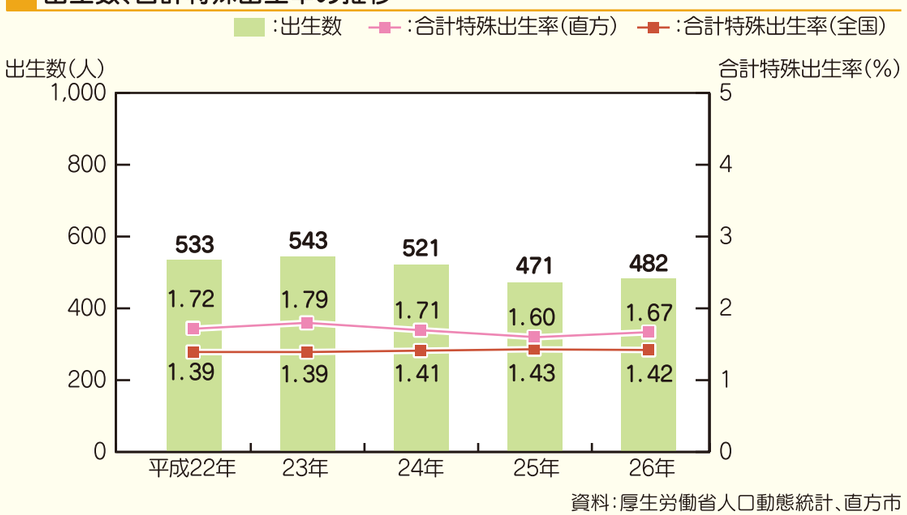

資料:厚生労働省人口動態統計、直方市

ア 子育てを支えるネットワークづくりと地域活動の促進

家庭や地域による子育てや教育力の向上、保護者の子育て不安の解消に向けて、子育てを支えるネットワークづくりを進めます。そのため、子育て支援の中核施設である「地域子育て支援センター」を中心に、多くの親子が出会い、つながる場を確保・創出するとともに、人材育成や広報活動により、子育て支援活動団体の活動を支援し、新たなネットワークづくりを推進します。

また、子育て家庭の育児不安や悩みを解消するための各種相談事業の充実を図ります。

イ 情報提供体制の充実

市報やホームページなどの広報媒体を活用した子育てに関連する情報提供の充実を図ります。

また、子育てに対する正しい知識を得るため、保健、医療などの講座や学習会の内容の充実に努めるとともに、市民や関係団体を対象とする学習会などの開催により、子育て支援に対する意識の啓発と参加促進に努めます。

さらに、行政の支援体制として、子どもに関わる施策を一体的に推進するための組織体制の構築に向け、保健、医療、福祉の連携に取り組みます。

ウ 子育て支援の充実

周囲からの支援を必要とする子育て家庭が増えていることから、子どもを預けたい人と預かりたい人の相互援助による※ファミリー・サポート・センター事業を推進します。

また、利用促進に向けて、会員同士の交流を図る取り組みを行うとともに、支援する側の人材育成に向けた研修の実施による信頼性の向上に努めます。

用語解説

※合計特殊出生率 ▸ 15歳から49歳までの各年齢ごとに、ある年の女性1人あたりの出生率を求め合計したもので、その年の出生率から1人の女性が生涯に産む子どもの数を推計したもの。(出典:地方自治の現代用語)

※ファミリー・サポート・センター ▸ 会員間で、子どもを預けたり、預かったりするなどの相互援助活動を支援するセンター。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第3節 安心して子育てできるまち

(2) 公的支援の充実

現状と課題

近年、保護者の育児不安、児童虐待、いじめ、不登校、発達に特別な支援を要する子どもの増加など、子ども自身や子育てをめぐる様々な課題があります。

このような中、子育てに関わる経済負担は、子育て不安や育児疲れなどの精神的・身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題となっています。

また、核家族化の進行や共働き家庭の増加などにより、保育サービスの利用は、増大するとともに多様化しています。

学童クラブについては、市内全11校区で実施していますが、平成27年度の利用状況等から、当面の間は、利用者数の増加傾向が続くと思われます。このため、増加傾向にある児童の利用に対応し、待機児童を出さないよう、できるだけ早期に施設の拡充を進める必要があります。

母性ならびに乳幼児及び幼児などの健康の確保と増進を図り、親子の健康づくりを推進していくことは、子どものすこやかな育ちや、保護者の子育てを支援する大切な取り組みです。

また、離婚等の増加により、母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭が増加傾向にあり、就労や経済面で困難を抱える家庭が多くあります。ひとり親家庭への支援のためには、就労などの経済的な自立を支援するとともに各種子育て支援や生活支援サービスなどが必要になっています。

乳幼児健康診査受診率の推移(4ヵ月・7ヵ月・1歳6ヶ月・3歳)

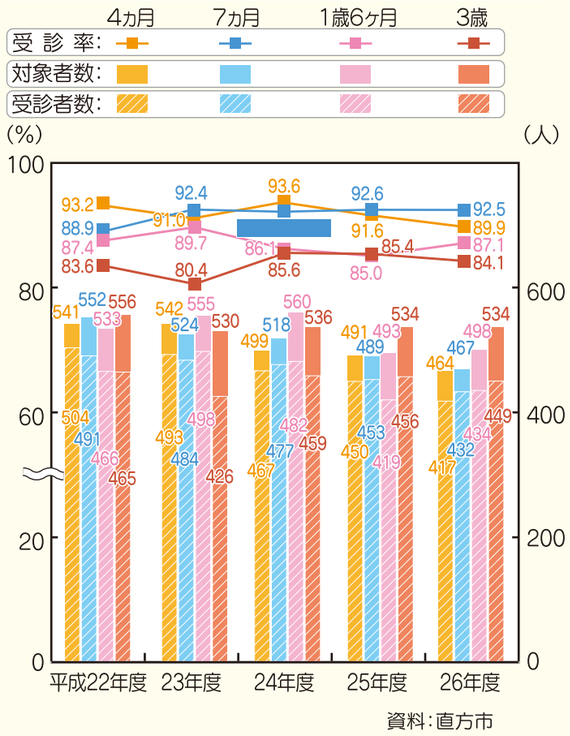

資料:直方市

保育所入所措置人員の推移

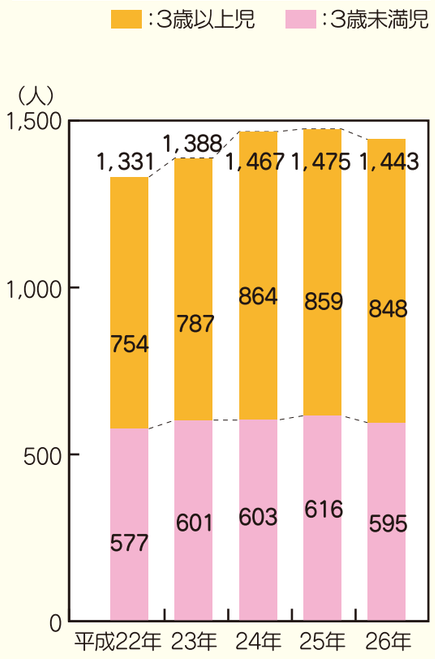

※各年5月1日時点
資料:直方市

ア 経済的な支援の充実

児童手当などの各種経済的支援制度の周知に努めるとともに、子育てに対する経済的な負担となっている、子ども医療費支給の拡大の検討や、認可保育所保育料の軽減に取り組みます。

イ 保育サービスの充実

多様な保育ニーズに応えるために、延長保育や病児保育、一時預かりの実施やファミリー・サポート・センター事業等の地域子育て支援事業を充実させ、保護者の利便性の拡大を進めます。

また、学童クラブについては、小学校の余裕教室の利用や、施設の見直しにより、ニーズへの対応と子どもたちが自由に活動できるスペースの確保に努めます。

ウ 母子保健事業の充実

乳幼児健康診査、訪問指導及びその他の相談事業をさらに充実させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を行います。

また、発達障がいの早期発見、早期支援への取り組みをさらに推進します。

さらに、「親子遊びの教室」や食育のための「離乳食教室」など、家庭の育児力を高める取り組みを推進します。

エ ひとり親家庭などの支援

民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、地域の相談体制の充実を図ります。

また、児童扶養手当などの各種経済的支援制度の周知に努めるとともに、母子自立支援員、家庭児童相談員による就労支援などの充実を図ります。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第4節 生きる力を育む教育の充実と青少年の健全育成

(1)知・徳・体を育む教育の充実

現状と課題

平成26年5月1日現在、市内には小学校11校、中学校4校があり、児童生徒数は4，401人です。児童生徒数は減少傾向にあり、10年前と比較して、約350人減少しています。

現在、各学校の実態に応じた学力向上の取り組みを行っていますが、年々個人差が大きくなっています。運動やスポーツに親しむ児童生徒も少なくなり、体力面においても低下傾向が見られます。

また、不登校児童生徒の占める割合は、全児童生徒の約2．84パーセントです。このような子どもに係る様々な問題については、関係機関との連携を深め、個に応じたきめ細かな取り組みや心の教育を推進する必要があります。

さらに、家庭・地域はもとより保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が相互に連携を深めた教育の推進を図ることが重要です。

児童数･生徒数の推移

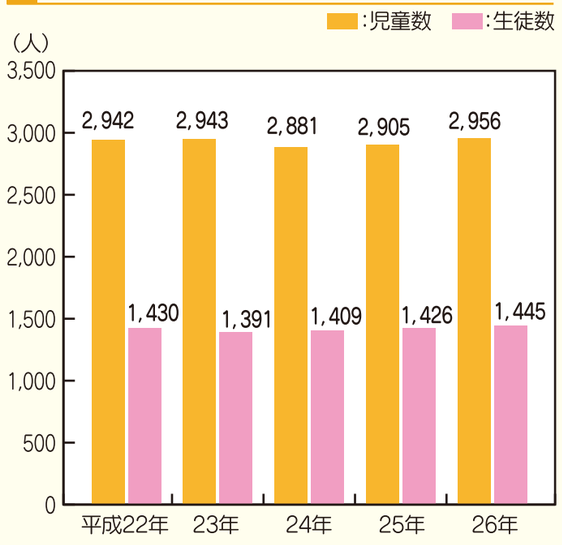

※各年5月1日時点
資料：直方市教育委員会

幼稚園児数の推移

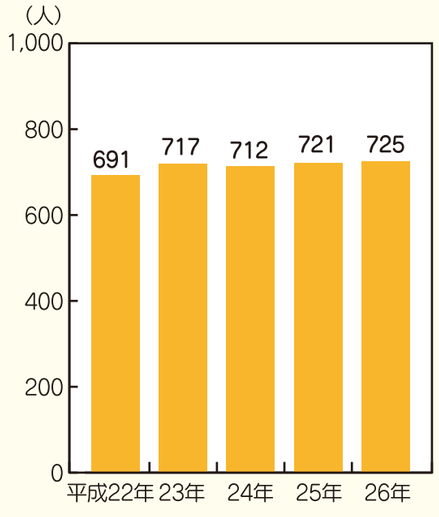

※各年5月1日時点
資料：直方市教育委員会

ア 幼児教育の推進

保育所・幼稚園と小学校の連携を深め、体験活動などにより、心と体の調和の取れた幼児教育の充実に努めます。

イ 学力向上に向けた教育内容の充実と教師の指導力向上

基礎･基本を踏まえた確かな学力の定着を図るため、学校における教育機会･教育内容の充実化を進め、放課後学習等の学習機会の充実等を通じて、子どもたちの学習意欲の向上を図ります。

また、家庭学習の重要性を踏まえ、学校・家庭・地域の連携を図りながら、学力向上に取り組みます。

ウ 特色ある教育の推進

情報教育、国際理解教育、勤労観、職業観を育てるキャリア教育、外国語活動や海外の文化に触れる機会の充実など、特色ある教育活動を推進し、豊かな人間性を育てます。

エ 豊かな心を育む教育の充実

自然体験やボランティア活動など、子どもたちの感性を育む情操教育の推進を図ります。

また、子どもの心にひびく道徳教育や、豊かな人間関係を築くためのコミュニケーション能力を高める取り組みを推進します。

健康的な食生活の確保と食育の観点から、全中学校の完全給食実施を検討します。

オ すこやかな体づくりの推進

学校や地域におけるスポーツの重要性を深める教育活動の充実と体力向上に関わる健康教育を推進します。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第4節 生きる力を育む教育の充実と青少年の健全育成

(2) 教育環境の充実・強化

現状と課題

平成26年5月1日現在、小学校11校、中学校4校の市内すべての小中学校で、特別支援学校が設置されています。全体で84人の児童生徒数が在籍していますが、特別な支援を要する児童生徒数は、年々増加傾向にあります。

現在、市内小学校の11校中7校が、標準規模以下の学校であり、単学級の学校は4校という現状です。そのため、教育条件や教育環境の不均衡だけでなく、教育効果へもマイナスの影響も生じています。

また、施設面では、校舎等学校施設の耐震化は完了したものの、施設そのものは老朽化が進んでおり、計画的な整備・改善が課題となっています。

特別支援学級における児童数･生徒数の推移

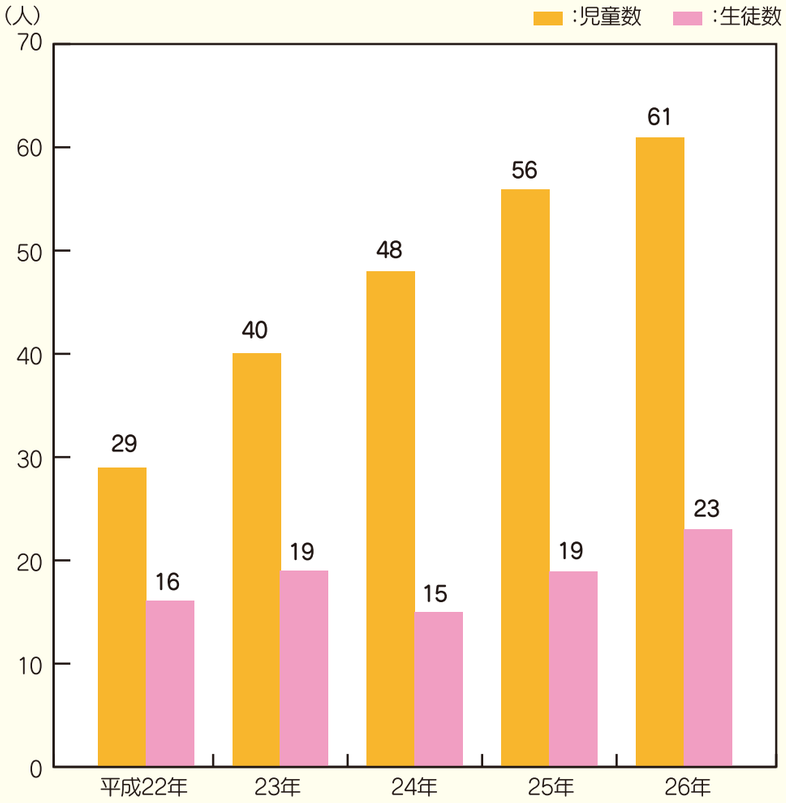

※各年5月1日時点
資料:直方市教育委員会

ア 学習支援の充実

誰もがいつでも、質の高い教育を受けられるよう、経済的支援や学習支援の充実に努めます。

また、様々な障がいのある子どもや特別な教育的配慮が必要な子どもへの個に応じたきめ細かな指導・支援の充実に努めます。

イ 教育効果を高める学校運営体制づくりの推進

小・中連携、学力向上などを視野に入れた適正な学校規模や配置について中長期の推進計画を策定し、その実現に努めます。

ウ 教育施設などの充実と適切な管理

学校施設(校舎･屋内運動場)の老朽化した施設の計画的な改善整備を推進し、施設・設備の適正な維持管理に努めるとともに、教育内容に応じた教育機器、教材、器具などの整備充実を図ります。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第4節 生きる力を育む教育の充実と青少年の健全育成

(3) 学校・家庭・地域が連携した青少年の健全育成

現状と課題

少子化や核家族化の進行などにより、地域のコミュニティの希薄化が進み、異なる年代との交流の機会が減少しています。

また、インターネットの普及による情報の氾濫や、SNS（ソーシャルネットワーク）の普及などが、青少年を取り巻く家庭環境や社会環境の悪化に拍車をかけています。

これらの環境悪化などにより、学校現場では、いじめや不登校、家庭では家庭内暴力や親子のコミュニケーションの減少、地域では深夜徘徊や喫煙などの様々な問題が、年々増加しています。

さらに、犯罪の低年齢化や凶悪化の傾向が現れてきています。

次代を担う青少年の健全な育成は、私たちすべての市民が取り組むべき社会全体の課題です。家庭や学校だけが課題解決に取り組むのではなく、学校・家庭・地域社会が、相互に連携しながら、健全育成のための情報交換やふれあう機会の充実など、地域ぐるみで取り組む必要があります。

また、青少年育成関係団体などの組織活動により、青少年の社会参加や交流活動を推進し、多様な人間関係を形成する機会の拡充を図ることが求められています。

少年犯罪の件数（刑法犯検挙数）の推移

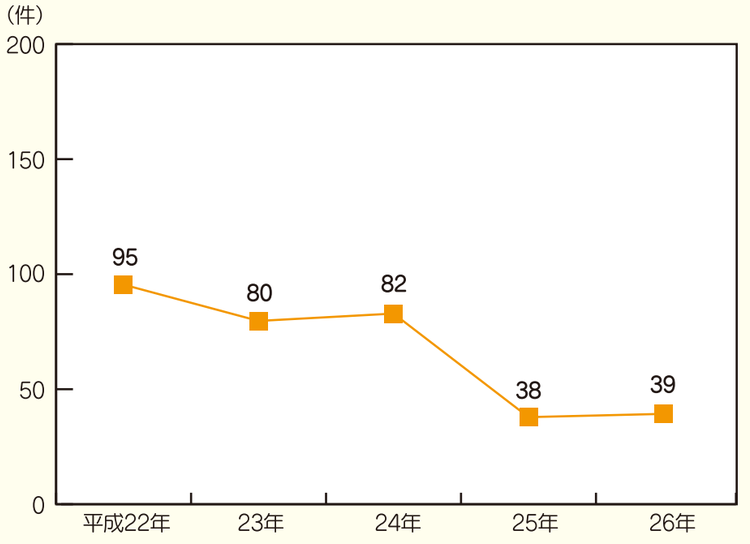

※直方市内における件数
資料：直方警察署

ア 学校・家庭・地域の連携推進

関係機関や関係団体との連携を深めるとともに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などを発端とするトラブルが増加していることから、問題の早期発見と解決に向け、学校・家庭・地域と連携した取り組みを強化・推進します。

イ 保・幼・小・中・高の連携強化

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の連携を深め、長期的な視点で健全な児童生徒の育成を目指します。

ウ 地域における青少年の育成活動の促進

地域で行われる行事や活動へ青少年の参加を促すとともに、それらの行事や活動を積極的に支援し、青少年の地域間・世代間交流を図ります。

エ 青少年をとりまく社会環境の改善

青少年に悪影響を及ぼす有害環境の浄化を図ります。

また、校外における問題行動の早期発見と補導活動などの強化により、非行防止に努めます。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第5節 生きがいと豊かな感性を育むまち

(1) 生涯学習の推進

現状と課題

余暇時間の増大等を背景に、生きがいや心の豊かさを求め、自己実現を求める時代になっています。

また、情報化の進展や国際化などの社会環境の変化により、新たな知識、技術の習得が必要となっており、市民の学習ニーズは、多様かつ高度化しています。

さらには、学習成果を活かせる機会の充実に対する欲求も高まっています。

本市では、生涯学習活動の中心的な施設である中央公民館をはじめ、ユメニティのおがたや図書館、直方歳時館、美術館等の生涯学習関連施設の充実により、様々な学習機会を提供しています。

当該施設などを利用した市民の自発的な学習活動が活性化していることから、今後も自発的な学習活動の活性化のため市民が利用しやすい環境づくりが必要です。学習活動の促進により、学んだことを地域活動に活かし、地域間や様々な世代間の交流を図るしくみづくりが求められています。

中央公民館利用者数の推移

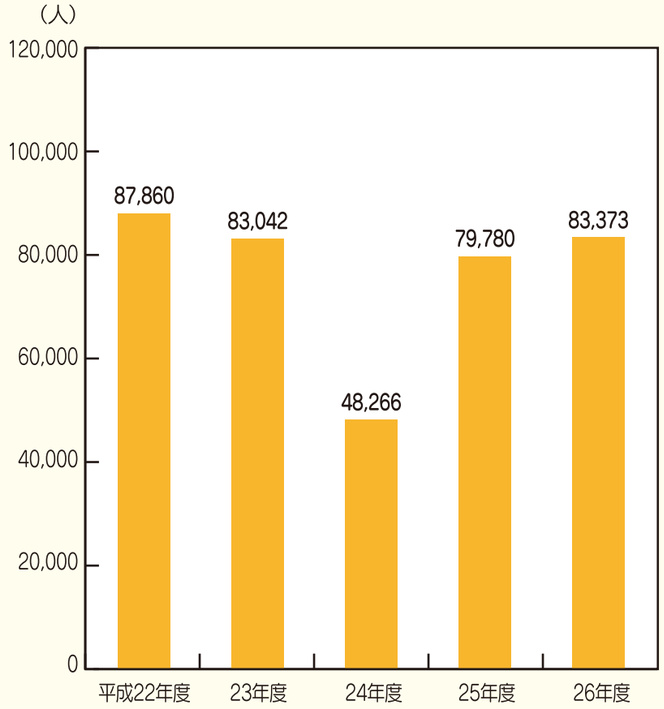

※平成24年11月～3月耐震工事のため閉館
資料：直方市

ア 生涯学習講座・学習機会の充実

公民館や各生涯学習関連施設において、市民の関心の高い講座や教室の充実を推進します。

また、市民の自主学習やサークル活動の場として、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

イ 活動団体等の育成・支援

市民の自発的学習活動を促進するために、活動の活性化や継続に向けた育成と支援に努めます。

また、サークル参加者の高齢化による人員減少に対処するために、サークル間での協力・情報交換などそのしくみづくりに努めます。

ウ 多様な交流の推進

生涯学習講座等で学んだ成果を活かす場として、学校や高齢者施設などにおける交流を推進します。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第5節 生きがいと豊かな感性を育むまち

(2) 文化の振興

現状と課題

余暇時間の増大とともに、生活様式の変化や価値観の多様化が進み、市民の芸術・文化への関心が高まり、そのニーズも多岐にわたっています。

優れた芸術文化に触れることに加え、自らが文化や芸術活動を行い、生涯を通じて、自己を高め成長したいといった質的な文化への要求が高まっています。

このような中、大ホールと小ホールを備えるユメニティのおがたは、優れた舞台芸術や音楽コンサートや市民の文化芸術活動の発表の場として活用されています。

図書館や直方歳時館、美術館などの生涯学習関連施設においても、様々な文化・芸術活動が行われています。文化を振興するためには、優れた文化・芸術に触れる機会の充実だけでなく、市民が生涯にわたって、文化芸術に触れ、楽しみ、活動できる環境づくりが必要です。そのため、文化活動や文化団体への育成・支援を図ることが求められています。

さらに、個性豊かな地域文化を創造するため、過去から受け継がれてきた伝統文化の継承や、優れた文化・芸術を学び、新たに発展させることも必要です。

本市には、高取焼や石炭産業を背景とする近代化遺産群など、重要な文化財が散在しています。

ふるさとの歴史を理解し、市民のふるさとを愛する気持ちを高めるためには、適切な文化財の保護が必要です。

しかしながら、施設転用を含めた歴史民俗資料館の実現、市街地における国選定・伝統的建造物群保存地区の実現を含む近代化産業遺産の適切な保護など、多くの課題があります。

今後は、文化財を活用した普及・啓発活動のさらなる充実、民俗芸能の保持団体や文化財保護団体の後継者育成などを図っていく必要があります。

生涯学習関連施設利用者数および入館者数の推移

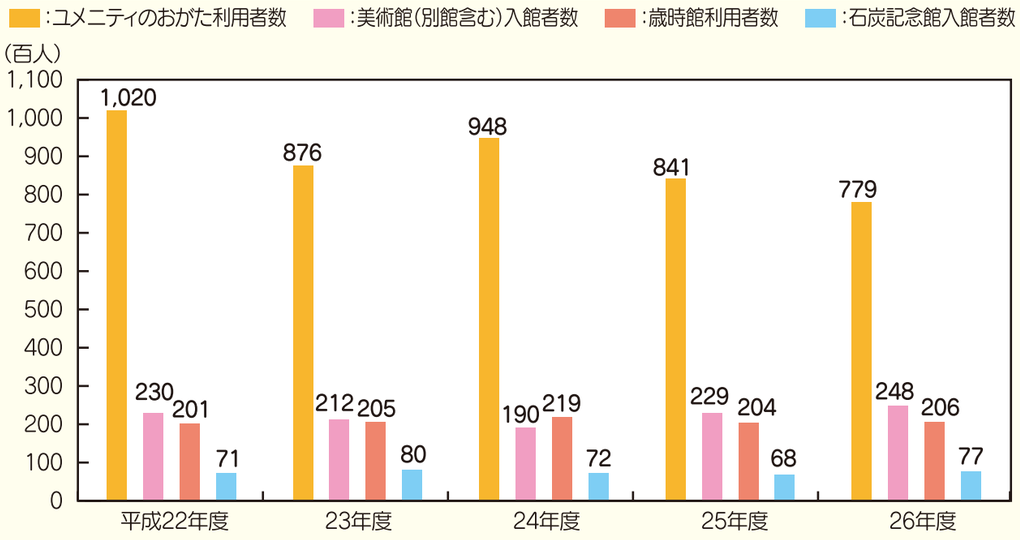

資料:ユメニティのおがた、直方市美術館、直方歳時館、直方市石炭記念館

ア 文化活動の促進

インターネットなどの情報媒体を積極的に活用することで、様々な文化講座に関する情報提供の充実に努め、誰もが気軽に文化活動に参加できる機会の充実を図ります。

また、学習成果を発表する機会の充実を図り、活動の推進に努めます。

さらに、市民ニーズに即した様々な文化･芸術に触れる機会の充実を図ります。

イ 文化活動団体の育成・支援

文化や芸術活動団体の育成と支援に努め、市民の自主的かつ自立的な文化活動の活性化を図ります。

ウ 文化遺産・文化財・伝統文化の保存・活用

文化遺産や文化財の保存、整備に努め、これらを有効活用し、郷土の歴史を学ぶ機会の充実を図ります。

また、様々な手法を検討し、文化財の保管、展示、公開を行う施設の充実に努めます。

さらに、世界遺産に登録された近隣の「明治日本の産業革命遺産群」と連携した石炭産業関連施設の整備を図るとともに、文化財の保存・継承に携わる団体の支援に努めます。

図書館図書貸出数の推移

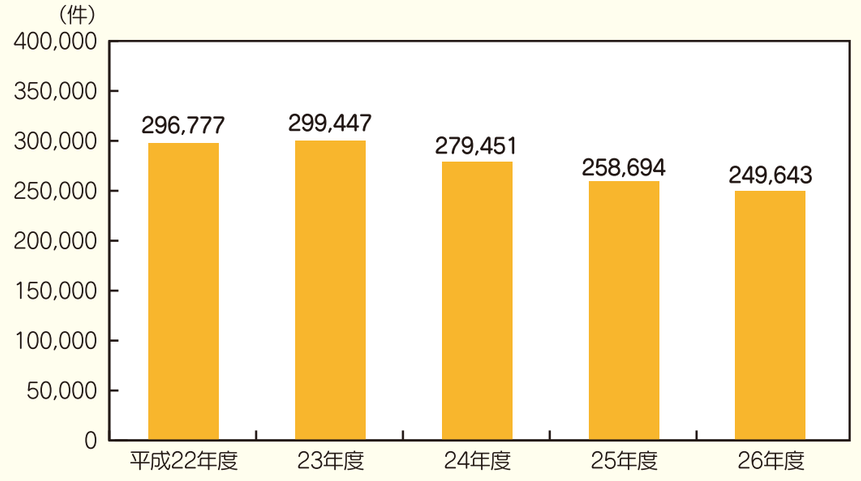

資料:直方市立図書館

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第5節 生きがいと豊かな感性を育むまち

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

高齢化社会の進行により、高齢者の生きがいづくりや健康づくりが重要になっています。さらには、子どもの体力面の低下傾向も顕著に現れてきている中で、生涯にわたり、心身ともに健康で充実した生活を営むため、スポーツ・レクリエーションの担う役割は、大きくなっています。

このようなことから、市民の誰もが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる環境づくりが求められています。そのため、市民の目的、体力、年齢などに応じて、気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の充実が必要になっています。

この機会の充実を図るために、子どもの頃から、スポーツに親しむ環境づくりやスポーツ関係団体の育成が必要です。

また、本市のスポーツ施設は、全般的に老朽化が進んでいます。施設の機能面の充実をはじめ、市民ニーズに対応できるような取り組みが求められています。

市民総合体育大会参加者数の推移

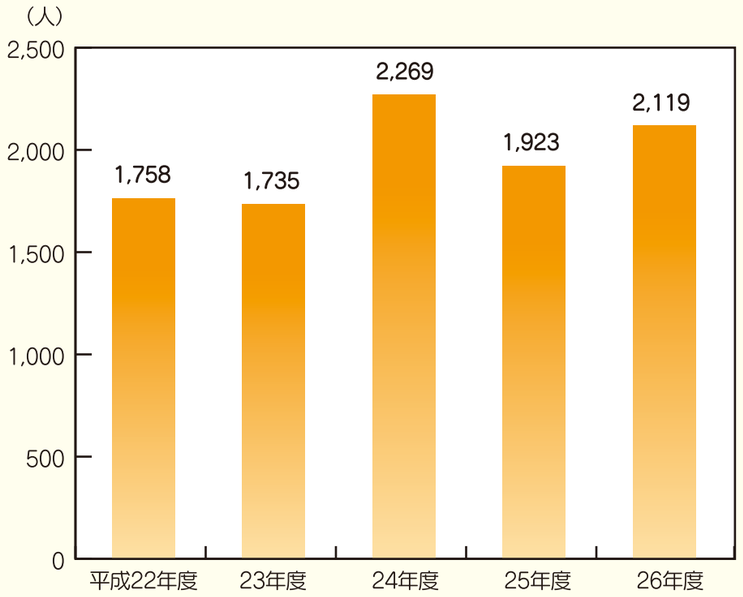

資料：直方市

ア スポーツ活動の機会や環境づくりの支援

子どもの頃から、スポーツに親しむ機会の充実に努めます。

また、各種スポーツ教室や市民スポーツ大会の開催により、参加機会の充実に努めます。

さらに、スポーツ施設の適切な維持管理と運営に努めます。

イ スポーツ関係団体等の育成・支援

各種スポーツ団体やスポーツクラブなどの育成と支援に努めます。

また、関係団体との連携を図りながら、生涯スポーツ、競技スポーツなどの指導者の育成と確保に努めます。

ウ だれもが参加できるニュースポーツの推進

障がい者や高齢者も気軽に参加できるニュースポーツをスポーツ関係団体とともに推進します。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第6節 人権尊重社会の実現

(1) 人権尊重の教育・啓発の推進

現状と課題

人権とは、「社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然にもっている固有の権利」です。「世界人権宣言」の前文に「基本的人権の尊重と人間の尊厳の不可侵は人類共通の願いである」と謳われ、人権保障のための国際努力が重ねられています。

しかしながら、依然として、学校や地域、家庭、職域など社会生活の様々な場面で同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がい者などに対する偏見や差別、いじめや虐待、様々なハラスメントが存在しています。

また、インターネットやメール等による新たな人権侵害も発生しています。

このような中で、本市では、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「直方市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

今後は、当該基本計画により、一人ひとりの人権を尊重し、命を尊び、ともに認め合い、助け合い、励まし合い、お互いの幸せを喜び合えるまちを目指した人権教育・啓発に関する施策の推進が求められています。

ア 人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会を実現するため、人権尊重思想の普及高揚を図り、関係機関などと連携をとりながら、人権教育、啓発事業を推進します。

また、人権教育に携わる教育委員会、行政職員、教職員等の連携を行うことで、より充実した人権教育、啓発事業を目指します。

イ 同和対策の推進

人権問題のなかでも、とりわけ我が国固有の人権問題である同和問題の解消に向けて、国・県などの関係機関と連携をとりながら、教育や啓発活動を積極的に推進します。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第7節 男女共同参画社会の実現

(1)男女共同参画社会の推進

現状と課題

本市では、平成15年に「直方市男女共同参画条例」を施行し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、平成19年度に実施した直方市男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。さらに、女性の半数以上が就労し、家事・育児の女性への負担が大きいにもかかわらず、女性自身も子育ては母親の手でという意識が強いという結果になっています。

また、平成26年度に実施した「直方市のまちづくりのための市民意識調査」では、男女共同参画施策の満足度は高くなっていますが、「広報活動等による情報提供が不十分」という回答が4割を占めています。

このような現状を踏まえ、女性自身の意識の向上はもとより、あらゆる機会を利用して男女共同参画についての理解を深める意識啓発や、市民の理解が得られるような十分な情報提供を進めていくことが必要です。

また、男女共同参画に対する認識を高めるためには、子どもの発達段階に応じた意識づくりが大切になります。そのため、家庭教育や就学前教育、学校教育などの教育の役割が大きいことから、保護者や教育関係者の意識啓発が必要です。

さらに、男女が社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と生活の調和の取れたライフスタイルへの転換が何よりも求められます。

審議会などへの女性登用率の推移

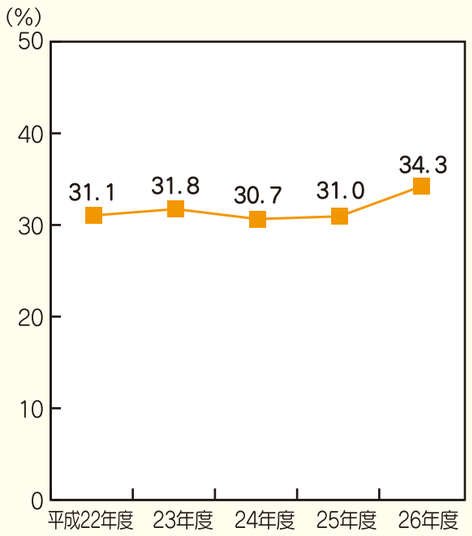

資料:直方市

男女共同参画センター利用者数の推移

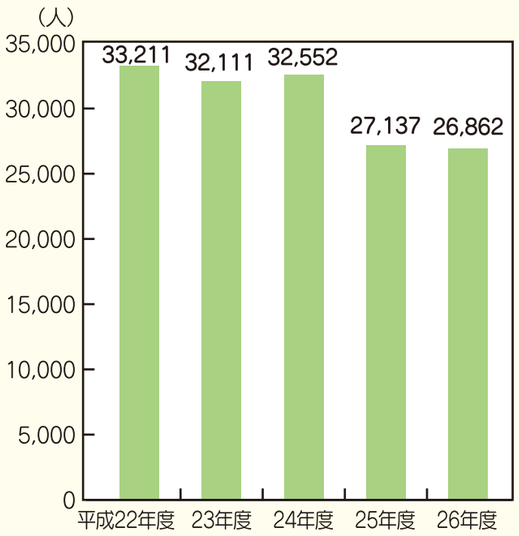

資料:直方市

ア 男女共同参画への意識啓発

市報やホームページなどの広報媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

また、男女共同参画に関する学習機会の拡充を図り、若年世代や年長世代も含めた市民や事業者の意識啓発を推進します。

さらに、子どもの発達段階に応じた意識づくりが必要なことから、保護者や教育関係者の意識啓発を推進します。

イ 女性の多様な就労機会の確保

男女共同参画を推進する市民や団体を支援し、ネットワーク化を図りながら、男女共同参画の取り組みを促進します。

また、女性リーダーの養成や様々な分野で活動する女性の能力開発を推進します。

さらに、他の機関との連携による復職･就労支援のための会社説明会等を開催し、就業支援を進め、能力開発した女性等と企業のマッチングをサポートします。

ウ 男女が自立し共同参画する環境づくり

政策・方針決定過程への女性の参画促進や、男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくための環境づくりに努めます。

また、長時間労働などを前提とした働き方を見直し、仕事と生活の調和を考えた社会環境の実現に向け、市民や事業者の意識啓発を推進します。

エ 市政における女性人材の活用

市政において、委員会・審議会等政策・方針決定過程への女性の参画促進を進めます。